

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 24 年 4 月 3 日 (火) 第 8 3 8 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (230) (障がい福祉課) 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (231) (〃) 2 救急病院の申出の撤回 (232) (医療政策課) 2 鳥取県土地利用基本計画の変更 (233) (景観まちづくり課) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (234) (東部総合事務所県民局) 3 指定居宅サービス事業者の指定 (235) (東部総合事務所福祉保健局) 3 指定居宅介護支援事業者の指定 (236) (〃) 4 指定介護予防サービス事業者の指定 (237) (〃) 4 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (238) (〃) 4 清算法人福部地区土地改良区の清算人の就任 (239) (東部総合事務所農林局) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (240) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定居宅介護支援事業者の指定 (241) (〃) 6 指定介護予防サービス事業者の指定 (242) (〃) 6 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (243) (〃) 6 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (244) (〃) 7 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (245) (〃) 7 土地改良区の役員の就退任 (246) (中部総合事務所農林局) 7 生産事業者の登録 (247) (〃) 9 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (248) (西部総合事務所福祉保健局) 9 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (249) (〃) 10
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 10
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住宅政策課) 11 猟銃安全指導委員の委嘱 (警察本部生活環境課) 11
◇ 雑 報	平成24年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) 12

告 示

鳥取県告示第230号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び所在地	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人手をつなぐ福祉会 鳥取市伏野1558-12	かめの会作業所 鳥取市伏野1558-12	平成24年 3 月31日	知的障害者通所授産施設 支援
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 鳥取市伏野2259-43	境港通勤寮 境港市外江町3413-3	〃	知的障害者通勤寮支援

鳥取県告示第231号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目 1	脳神経外科（育成医療、更生医療）	平成24年 4 月 1 日

鳥取県告示第232号

次の救急病院の申出が撤回されたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第2項の規定により告示する。

平成24年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	撤回年月日
医療法人元町病院	境港市上道町1895-1	平成24年 4 月 1 日

鳥取県告示第233号

鳥取県土地利用基本計画を平成24年 3 月26日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成24年 4 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土地利用基本計画図中、鳥取市、米子市及び大山町の森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県生活環境部景観まちづくり課、鳥取市都市整備部建築指導課、米子市企画部地域政策課及び大山町企画情報課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第234号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年5月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 4 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

1 申請のあった年月日

平成24年 3 月 27 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人きなんせこども館

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

澤 芳雄

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字浦富2475-33

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいを持つ子どもたちに対して、デイサービス及び個別相談等を行い、彼らが家族と共に健やかに成長し、幸せな生活が送れるよう支援することで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 4 月 3 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社BANG	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	平成24年4月1日	訪問看護
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導
久大建材株式会社	デイサービスセンターきゅうだいすずの里	鳥取市数津202-1	〃	通所介護

社会福祉法人やず	小規模特別養護老人 ホームきたやま	鳥取県八頭郡八頭町 北山159-1	〃	短期入所生活介護
----------	----------------------	----------------------	---	----------

鳥取県告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
有限会社コトブキ家具店	なないろ居宅介護支援センター	鳥取市二階町二丁目201-4	平成24年4月1日
株式会社BANG	居宅介護支援事業所ナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	〃

鳥取県告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社BANG	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	平成24年4月1日	介護予防訪問看護
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養 管理指導
久大建材株式会社	デイサービスセンター きゅうだいすずの里	鳥取市数津 202-1	〃	介護予防通所介護
社会福祉法人やず	小規模特別養護老人 ホームきたやま	鳥取県八頭郡八頭町 北山 159-1	〃	介護予防短期入所 生活介護

鳥取県告示第238号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日

ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	ひばり総合福祉株式会社	鳥取市富安一丁目205	同行援護	平成24年4月1日
NPO法人フェリース	鳥取市徳尾334-3	フェリース	鳥取市徳尾334-3	就労継続支援A型	〃
特定非営利活動法人季の風	鳥取市南吉方三丁目486	季の風ねっこ作業所	鳥取市南吉方三丁目486	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	若ざくらふれあい作業所	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	〃	〃

鳥取県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人福部地区土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成24年4月3日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

就任した清算人の氏名及び住所

平 木 道 人 鳥取市福部町蔵見185
 山 本 昭 義 鳥取市福部町中206
 安 田 正 美 鳥取市福部町蔵見890
 吉 田 勉 鳥取市福部町南田151-2
 出 井 貞 一 鳥取市福部町中29
 田 中 富美男 鳥取市福部町久志羅250-1
 前 田 武 志 鳥取市福部町左近862-2
 前 田 恒 男 鳥取市福部町左近394
 山 口 昭 司 鳥取市福部町久志羅350
 谷 岡 稔 鳥取市福部町蔵見237
 近 藤 定 美 鳥取市福部町南田150-8
 水 田 勝 鳥取市福部町左近855-3
 川 上 豊 鳥取市福部町久志羅287
 安 田 正 明 鳥取市福部町蔵見278
 吉 田 秀 徳 鳥取市福部町南田121

平成24年3月15日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディコープとっとり	株式会社メディコープとっとりデイサービス倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年4月1日	通所介護

鳥取県告示第241号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	巖城はごろも苑	倉吉市巖城920-1	平成24年4月1日

鳥取県告示第242号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディコープとっとり	株式会社メディコープとっとりデイサービス倉吉	倉吉市福庭町一丁目225	平成24年4月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉スターロイヤル	倉吉市福守町433	〃	介護予防短期入所生活介護

鳥取県告示第243号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社イージー	ゆずの里訪問介護	倉吉市関金町関金宿304-1	平成24年3月23日	訪問介護

鳥取県告示第244号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
有限会社イージー	ゆずの里訪問介護	倉吉市関金町関金宿304-1	平成24年3月23日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第245号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター倉吉	東伯郡北栄町江北88	生活介護、児童デイサービス	平成24年3月30日
社会福祉法人和	倉吉市福庭町一丁目365-2	ボン・チャンス	倉吉市福庭町一丁目365-2	生活介護	平成24年4月1日
社会福祉法人あゆみ会	倉吉市海田西町二丁目251	トーゲン倉吉	倉吉市寺谷331	短期入所	〃

鳥取県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
〃	井 本 和 夫	東伯郡琴浦町大字逢東203
〃	丸 山 専之祐	東伯郡琴浦町大字徳万622

〃	山 下 晃 生	東伯郡琴浦町大字杉地412
〃	手 嶋 正 巳	東伯郡琴浦町大字大杉487
〃	進 修	東伯郡琴浦町大字八橋3456-41
〃	岡 本 房 光	東伯郡琴浦町大字下大江423
〃	竹 中 裕 治	東伯郡琴浦町大字三保370
〃	野 口 和 寿	東伯郡琴浦町大字金屋310
〃	北 中 善 隆	東伯郡琴浦町大字八橋302-1
〃	泓 田 義 則	東伯郡琴浦町大字美好137-1
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	定 常 健 一	東伯郡琴浦町大字別宮360
〃	前 田 正 秀	東伯郡琴浦町大字中尾166
〃	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
〃	北 濱 昭	東伯郡北栄町大谷799-3
〃	桑 本 史 明	東伯郡琴浦町大字山田35-3
〃	山 本 操	東伯郡琴浦町大字下伊勢423
〃	朝 倉 重 之	東伯郡琴浦町大字山田287
〃	山 田 幸 好	東伯郡琴浦町大字笠見23
〃	中 本 博 義	東伯郡琴浦町大字八橋2384
〃	生 田 稔	東伯郡琴浦町大字鋤208-1
〃	壘 裕 永	東伯郡琴浦町大字浦安434
〃	桑 本 始	東伯郡琴浦町大字保70-1
〃	中 嶋 啓 一	東伯郡琴浦町大字上伊勢111
〃	前 畑 宏 志	東伯郡琴浦町大字法万102
〃	古 谷 敏	東伯郡琴浦町大字槻下1129
〃	山 本 智 則	東伯郡琴浦町大字矢下789
〃	野 田 年 仁	東伯郡琴浦町大字森藤228
監 事	池 口 正 二	東伯郡琴浦町大字光好461
〃	中 西 喜久雄	東伯郡琴浦町大字田越322-1
〃	染 川 海 男	東伯郡琴浦町大字浦安351
〃	徳 丸 英 登	東伯郡琴浦町大字八反田51
〃	松 本 重 則	東伯郡琴浦町大字倉坂453
〃	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575
〃	森 本 弘 幸	東伯郡琴浦町大字三保157

平成24年3月18日退任

就任した役員の名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
〃	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
〃	野 口 和 寿	東伯郡琴浦町大字金屋310
〃	定 常 健 一	東伯郡琴浦町大字別宮360
〃	三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
〃	山 本 操	東伯郡琴浦町大字下伊勢423
〃	中 本 博 義	東伯郡琴浦町大字八橋2384
〃	生 田 稔	東伯郡琴浦町大字鋤208-1

- 〃 疊 裕 永 東伯郡琴浦町大字浦安434
 - 〃 桑 本 始 東伯郡琴浦町大字保70- 1
 - 〃 中 嶋 啓 一 東伯郡琴浦町大字上伊勢111
 - 〃 古 谷 敏 東伯郡琴浦町大字槻下1129
 - 〃 佐 伯 一 男 東伯郡琴浦町大字美好95
 - 〃 濱 田 道 信 東伯郡琴浦町大字大杉476
 - 〃 奥 山 輝 巳 東伯郡琴浦町大字法万198
 - 〃 生 田 義 幸 東伯郡琴浦町大字古長376
 - 〃 森 本 弘 幸 東伯郡琴浦町大字三保157
 - 〃 金 坂 憲 一 東伯郡琴浦町大字法万16
 - 〃 平 野 博 文 東伯郡琴浦町大字山田203- 1
 - 〃 中 谷 義 博 東伯郡琴浦町大字逢東562
 - 〃 池 口 誠 之 東伯郡北栄町大谷1494
 - 監 事 中 原 勇 東伯郡琴浦町大字逢東575
 - 〃 進 修 東伯郡琴浦町大字八橋3456- 41
 - 〃 染 川 海 男 東伯郡琴浦町大字浦安351
 - 〃 野 田 年 仁 東伯郡琴浦町大字森藤228
 - 〃 馬 野 勝 行 東伯郡琴浦町大字三本杉148- 5
- 平成24年3月19日就任 任期4年

鳥取県告示第247号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
中生- 2	西谷貴子	東伯郡北栄町妻波 1231	種穂の採取並び に幼苗の育成及 び幼苗以外の苗 木の育成	松井苗圃	東伯郡北栄町妻波

鳥取県告示第248号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月 日

社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンター なごみ	西伯郡南部町福成 1013-21	同行援護	平成24年 4月1日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目 13-3	生活介護	〃
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	あいみの家	西伯郡南部町天萬 537-1	共同生活介護、 共同生活援助	〃
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	はばたき	米子市上後藤八丁目 9-23	自立訓練（生活 訓練）	〃
特定非営利活動法人あかり広場	米子市皆生温泉二丁目2-8	あかり広場	米子市皆生温泉二丁目 2-8	就労継続支援A 型	〃
メルヘンフーズ株式会社	西伯郡伯耆町岸本951-82	ゆめ工房21	西伯郡伯耆町久古 1042	〃	〃

鳥取県告示第249号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野2259-43	さかいみなどホーム	境港子外江町3413-3	共同生活介護、 共同生活援助	平成24年4月 1日

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年4月3日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成24年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成24年4月3日付鳥漁調第1号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定に基づき、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成24年4月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建築士の氏名 木原 勝浩
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登録番号 第2859号
- 4 取消年月日 平成24年3月19日
- 5 取消しの理由 死亡

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

平成24年4月3日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 猟銃安全指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏名	住所	活動区域
小谷豊蔵	鳥取市猪子	鳥取警察署の管轄区域内
安木 顕	鳥取市湖山町	鳥取警察署の管轄区域内
小林 繁	鳥取市吉岡温泉町	鳥取警察署の管轄区域内
小谷幸次	岩美郡岩美町	鳥取警察署の管轄区域内
有田 敬	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内
矢野 忠	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内
西尾 功	鳥取市河原町	智頭警察署の管轄区域内
前田利治	鳥取市佐治町	智頭警察署の管轄区域内
秋田典昭	鳥取市青谷町	浜村警察署の管轄区域内
山下慶久	倉吉市堺町	倉吉警察署の管轄区域内
林原一紀	倉吉市東昭和町	倉吉警察署の管轄区域内
栗原公明	東伯郡三朝町	倉吉警察署の管轄区域内
坂本洋暁	東伯郡琴浦町	八橋警察署の管轄区域内
高見秀雄	西伯郡大山町	八橋警察署の管轄区域内
柴垣信司	米子市大篠津町	米子警察署の管轄区域内
渡邊 学	米子市観音寺新町	米子警察署の管轄区域内
田中正範	米子市淀江町	米子警察署の管轄区域内
田子信朗	西伯郡南部町	米子警察署の管轄区域内
渡部龍洋	境港市森岡町	境港警察署の管轄区域内
遠藤輝正	西伯郡伯耆町	黒坂警察署の管轄区域内
白石賢一	日野郡日野町	黒坂警察署の管轄区域内
三好 忍	日野郡日野町	黒坂警察署の管轄区域内

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
鳥取警察署	0857-32-0110
郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
八橋警察署	0858-49-0110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成24年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事の委任に係る平成24年度消防設備士試験をそれぞれ

れ次のとおり実施する。

平成24年 4 月 3 日

財団法人消防試験研究センター理事長 山 本 信 一 郎

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第 1 回	甲種、 乙種、 丙種	平成 24 年 6 月 17 日 (日) 午前 10 時から	書面 申請	平成 24 年 4 月 13 日 (金) から同月 27 日 (金) まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉未来中心 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成 24 年 4 月 10 日 (火) 午前 9 時から同月 24 日 (火) 午後 5 時まで	
第 2 回	甲種、 乙種、 丙種	平成 24 年 11 月 4 日 (日) 午前 10 時から	書面 申請	平成 24 年 9 月 10 日 (月) から同月 24 日 (月) まで	鳥取県庁 鳥取県立倉吉体育文化会館 米子職業能力開発促進センター 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成 24 年 9 月 7 日 (金) 午前 9 時から同月 21 日 (金) 午後 5 時まで	
第 3 回	乙種	平成 25 年 2 月 3 日 (日) 午前 10 時から	書面 申請	平成 24 年 11 月 28 日 (水) から同年 12 月 12 日 (水) まで	〃
			電子 申請	平成 24 年 11 月 25 日 (日) 午前 9 時から同年 12 月 9 日 (日) 午後 5 時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場
第 1 回	甲種（特類、 1 類～5 類）、 乙種（1 類～ 7 類）	平成 24 年 7 月 22 日 (日) 午 前 9 時 30 分 から	書面 申請	平成 24 年 5 月 31 日 (木) から 6 月 14 日 (木) まで	鳥取県庁 鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子 申請	平成 24 年 5 月 28 日 (月) 午前 9 時から 6 月 11 日 (月) 午後 5 時まで	
第 2 回	甲種（1 類、 4 類）、乙種 （1 類、4 類、 6 類、7 類）	平成 24 年 12 月 2 日 (日) 午 前 9 時 30 分 から	書面 申請	平成 24 年 10 月 4 日 (木) から同月 18 日 (木) まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子 申請	平成 24 年 10 月 1 日 (月) 午前 9 時から同月 15 日 (月) 午後 5 時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 8 階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(2) 電子申請

財団法人消防試験研究センターのホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
倉吉市山根529-2	鳥取県立倉吉体育文化会館
倉吉市駄経寺町212-5	鳥取県立倉吉未来中心
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター
米子市末広町294	鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

ウ 丙種 2,700円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること。

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること。

財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課及び各消防局内の各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。